

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ほうゆう訪問看護ステーション
所在地	〒245-0001 神奈川県横浜市泉区池の谷 3901 番地 新中川病院内
連絡先	TEL045-810-3455 Fax045-810-3423
管理者名	及川 百合子
サービス提供地域	泉区 旭区 瀬谷区 戸塚区 *「3.訪問地域」を参照
介護保険指定番号	1463690013

2. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 鵬友会
代表者	理事長 池島 秀明
本社所在地・電話	神奈川県横浜市泉区ゆめが丘30番地1 TEL 045-803-1605

3. 事業の目的・運営方針

〔目的〕

事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者(以下、「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下、「訪問看護等」という)を提供することを目的とします。

〔運営方針〕

- (1) 事業所の看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立または、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指せるよう支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供する訪問看護等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 訪問地域

- (1) 泉区:池ノ谷、緑園、新橋町、和泉町、弥生台、桂坂、中田町、西が岡、岡津、領家、白百合、中田東、中田北、和泉中央北
- (2) 旭区:善部町、柏町、万騎が原、さちが丘、南希望が丘、中希望が丘、東希望が丘、笹野台、二俣川
- (3) 瀬谷区:阿久和南、阿久和東、阿久和西、宮沢、三ツ境、二ツ橋町、南瀬谷、南台、下瀬谷、瀬谷
- (4) 戸塚区:名瀬町

5. 事業所の営業日及び営業時間

〔営業日〕

月曜日から金曜日までとし、祝日は営業しません。

〔営業時間〕

9:00～17:00

※ 別途契約をした利用者に限り、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とします。

〔サービス提供時間〕

9:10～16:40

〔休業日〕

土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3

6. 職員体制・職務内容

(1) 管理者 1 名(常勤兼務)

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握
その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に
関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとします。

また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行います。

(2) 看護職員等 7 名(常勤兼務 4 名 非常勤兼務 3 名)※

医師の指示書に基づき、「計画書」「報告書」を作成し、指定訪問看護等の提供を行います。

(3) 理学療法士 5 名(常勤兼務 5 名)※

医師の指示書に基づき、計画書、報告書を作成し、身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを
実施します。

(4) 事務職員 1 名(常勤)※

※職員は、業務の状況に応じて、増減します。

7. サービス内容・禁止行為

(1) サービス内容

- ・病状の観察
- ・床ずれの予防及び処置
- ・食事及び排泄等 日常生活の世話
- ・入浴、清拭、洗髪の介助
- ・リハビリテーション指導
- ・在宅ケアに関する諸サービスの情報提供
- ・ご家族・介護者の看護に関する相談や指導
- ・介護や福祉制度の相談
- ・カテーテル・医療機器等の管理
- ・その他主治医の指示に基づく必要な看護

- ・介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリなど)
- ・その他サービス(療養相談・助言など)

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ・その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者または家族による看護職員等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ・サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ・看護職員等の指摘・指示を無視すること
- ・故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ・不必要な身体への接触
- ・容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ・性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ・個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ・交際・性的関係の強要
- ・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・身体的暴力行為を行うこと
- ・人格を傷つける発言を行うこと
- ・一方的に恫喝すること
- ・私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ・その他上記に準ずる言動を行うこと

8. サービス利用料、その他費用、支払い方法

- (1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とします。詳細は料金表のとおりとします。

※ 別紙利用料金表 1. 2. 3参照

- (2) 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとします。

- 一) 死後の処置 10,000円
- 二) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費
- (3) 前項二)の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。
- (4) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付します。
- (5) 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス利用明細書を利用者に対して交付します。
- (6) 自己負担分は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
 - A) 自動口座引落し:ご指定の金融機関の口座から月1回引き落としをさせていただきます。
 - B) 現金払い:サービスを利用した月の翌月、定められた日までにお支払いください。
 - C) 銀行振込:期日までに指定の口座にお振込み願います。手数料は利用者負担となります。

9. キャンセル

- (1) サービス利用をキャンセルされる場合、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先電話番号:045-810-3455

- (2) キャンセル料は次のとおりです。

- A) サービス利用日の前々日まで⇒無料
- B) サービス利用日の前日まで⇒利用者負担の50%
- C) サービス利用日の当日⇒利用者負担の100%

但し、容態急変など緊急、やむを得ない場合のキャンセル料は不要です。

10. 秘密保持、個人情報保護について

個人情報保護法の趣旨を尊重し知り得た情報は厳重に管理してまいります。

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供・看護実習の指導以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族に同意を得て提供するものとします。
- (3) 利用者又はその家族が看護記録の開示を求めた場合、「個人情報保護規定」を遵守し適切な方法で情報を開示するものとします。

11. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口 管理者: 及川 百合子 電話番号 045-810-3455

泉区役所	高齢・障害支援課	045-800-2436
旭区役所	高齢・障害支援課	045-954-6061
瀬谷区役所	高齢・障害支援課	045-367-5714
戸塚区役所	高齢・障害支援課	045-866-8452
神奈川県国民健康保険団体 連合会	介護保険課 介護苦情係	045-329-3447

12. 緊急時等における対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急

手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

(1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。

(3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 虐待の防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者: 及川 百合子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

15. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には電子カルテに必要事項を入力します。
- (2) 利用者の状態を適正に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。（適正に保管・管理いたします）
- (3) 事業者は一定期間毎に（又は一ヶ月毎に）サービス提供の状況、目的達成の状況等に関する「訪問看護報告書」その他の記録を作成し、医師及び居宅介護支援事業者に提出します。
- (4) 事業者は利用者に係る記録を完結の日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

16. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. その他

- (1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、又、業務体制を整備します。
 - 一) 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二) 継続研修 年6回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管します。
- (5) 事業所は、第三者評価を実施していません。
- (6) 看護学生の研修や利用者の情報共有を理由に複数名での訪問をさせていただく事があります。

表1

1. 訪問看護料金早見表【1割・2割・3割 負担】

【利用者負担算出方法】

地域単価11.12×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×負担割合*(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

* 1割負担の場合。2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7とする。

R6.6 改定

訪問看護費 (1回につき)	訪問看護費				介護予防訪問看護費			
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
○ 指定訪問看護ステーション※1								
(1)所要時間20分未満の場合	314	350	699	1,048	303	337	674	1,011
(2)所要時間30分未満の場合	471	524	1,048	1,572	451	502	1,003	1,505
(3)所要時間30分以上1時間未満の場合	823	916	1,831	2,746	794	883	1,766	2,649
(4)所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	1,255	2,509	3,763	1,090	1,212	2,424	3,636
(5)理学療法士等による訪問の場合(1回20分)	294	327	654	981	284	316	632	948
○ 長時間訪問看護加算(1回につき)90分以上 注)特別管理加算の対象者に限る	300	334	668	1,001	300	334	668	1,001
○ 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(1月につき)	574	639	1,277	1,915	574	639	1,277	1,915
○ 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)※2	500	556	1,112	1,668	500	556	1,112	1,668
○ 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)※3	250	278	556	834	250	278	556	834
○ ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340				
○ 初回加算(Ⅰ)(病院等から退院日の訪問・初月のみ)	350	390	779	1,168	350	390	779	1,168
○ 初回加算(Ⅱ)(上記以外の日の訪問・初月のみ)	300	334	668	1,001	300	334	668	1,001
○ 退院時共同指導加算 1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り	600	668	1,335	2,002	600	668	1,335	2,002
○ サービス提供体制強化加算 ※4 イの場合(Ⅰ)(1回につき)	6	7	14	20	6	7	14	20
○ サービス提供体制強化加算 ※5 ハの場合(Ⅰ)(1月につき)	50	56	112	167				
○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と 連携して指定訪問看護を行う場合(1月につき)	2,961	3,293	6,586	9,878				

2. その他の費用

項目	金額
死後の処置代(エンゼルケア)	10,000円
交通費	通常の事業の実施区域を越えた所から実費を徴収する。 片道1kmあたり100円

3. 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額

注) 実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生しますので、ご了承ください

※1 緊急時等の訪問の際、訪問時間に応じて夜間(午後6時～午後10時)、深夜(午後10時～午前6時)、早朝(午前6時～午前8時)

の加算がされます 詳細については、利用があった際にその都度説明いたします

※2 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態※3 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、
在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※4 イの場合 ①個別研修計画 ②技術指導の会議 ③健康診断 ④勤続年数7年以上が3割以上 ①～④すべて満たしている事

※5 ハの場合 定期巡回・随時対応型訪問介護看護での訪問看護の場合 ※4と同条件